

令和8年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

7 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和8年5月分)	・・・ 1
2. 運行管理者試験のご案内	・・・ 5
3. 全ト協優秀運転者顕章について	・・・ 7
4. 「運行管理者試験に向けた事前勉強会」の開催について	・・・ 11
5. 乗務員向け講習会開催のご案内	・・・ 13
6. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・ 16
7. 「災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー」を開催します	・・・ 19
8. 歩行者ファーストかがわ2026について	・・・ 20
9. 歩行者ファーストかがわ2026への参加案内と参加費助成について	・・・ 24
10. STOP!熱中症 クールワークキャンペーンの実施について	・・・ 28
11. 夏期労働災害防止強調運動実施要綱	・・・ 30
12. 第99回全国安全週間について	・・・ 38
13. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・ 40
14. 会員名簿の変更について	・・・ 41

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和8年5月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和8年5月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和8年5月の運賃指数の概要

1. 令和8年5月の運賃指数は、前月比横ばい、前年同月比2ポイント増の137となった。
2. 5月末現在の求車登録件数は、113,074と前年同月比11,931増(11.8%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653	6,728
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	289,502	46,463

※令和8年度は令和8年5月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

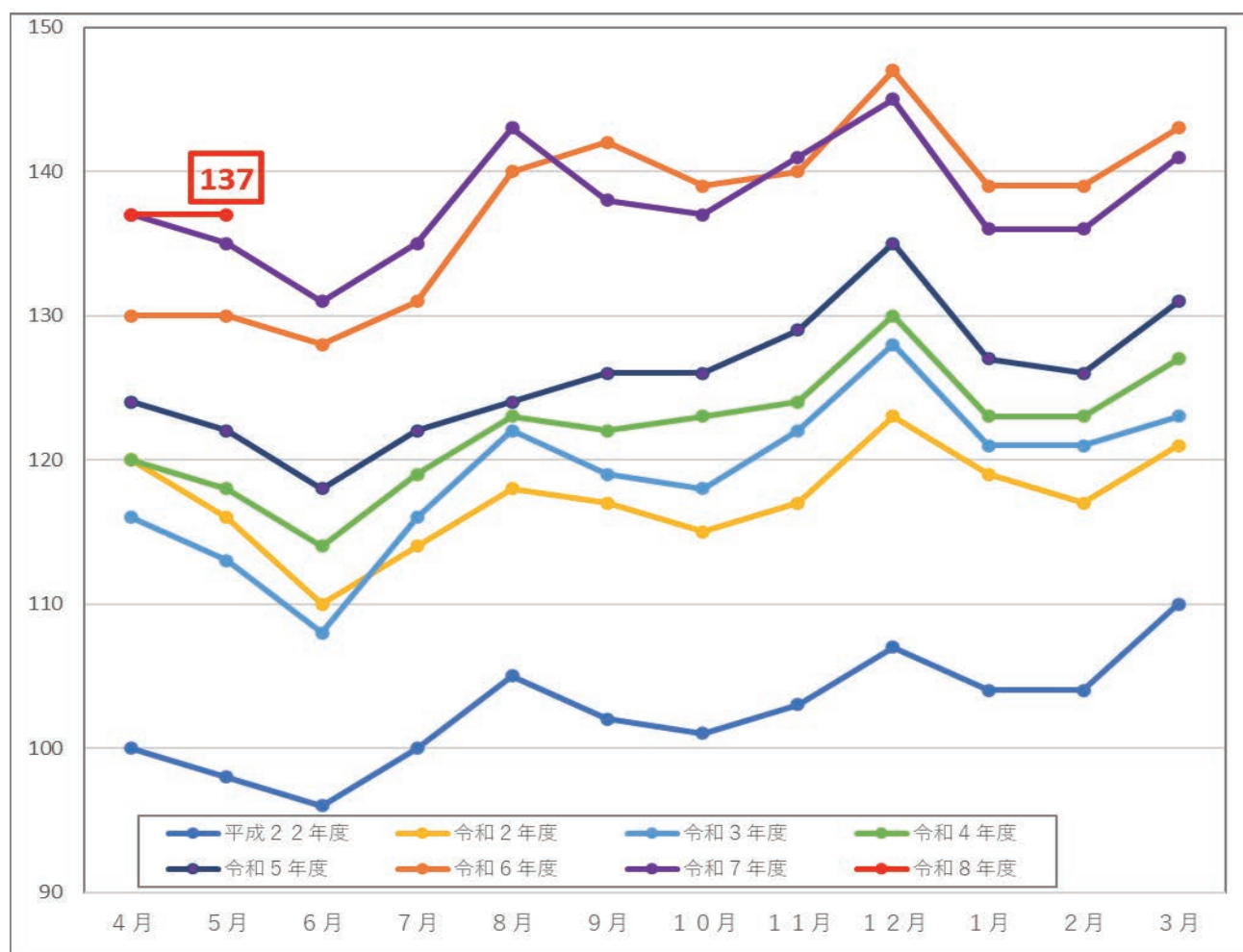
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,659,296	261,312

荷物情報 (求車)	令和8年5月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	113,074	11,931	11.8%	-35,164	-23.7%
成約件数	21,143	-2,109	-9.1%	-3,885	-15.5%
成約率	18.7%	-4.3ポイント	—	1.8ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135	143	138	137	141	145	136	136	141
令和8年度	137	137										

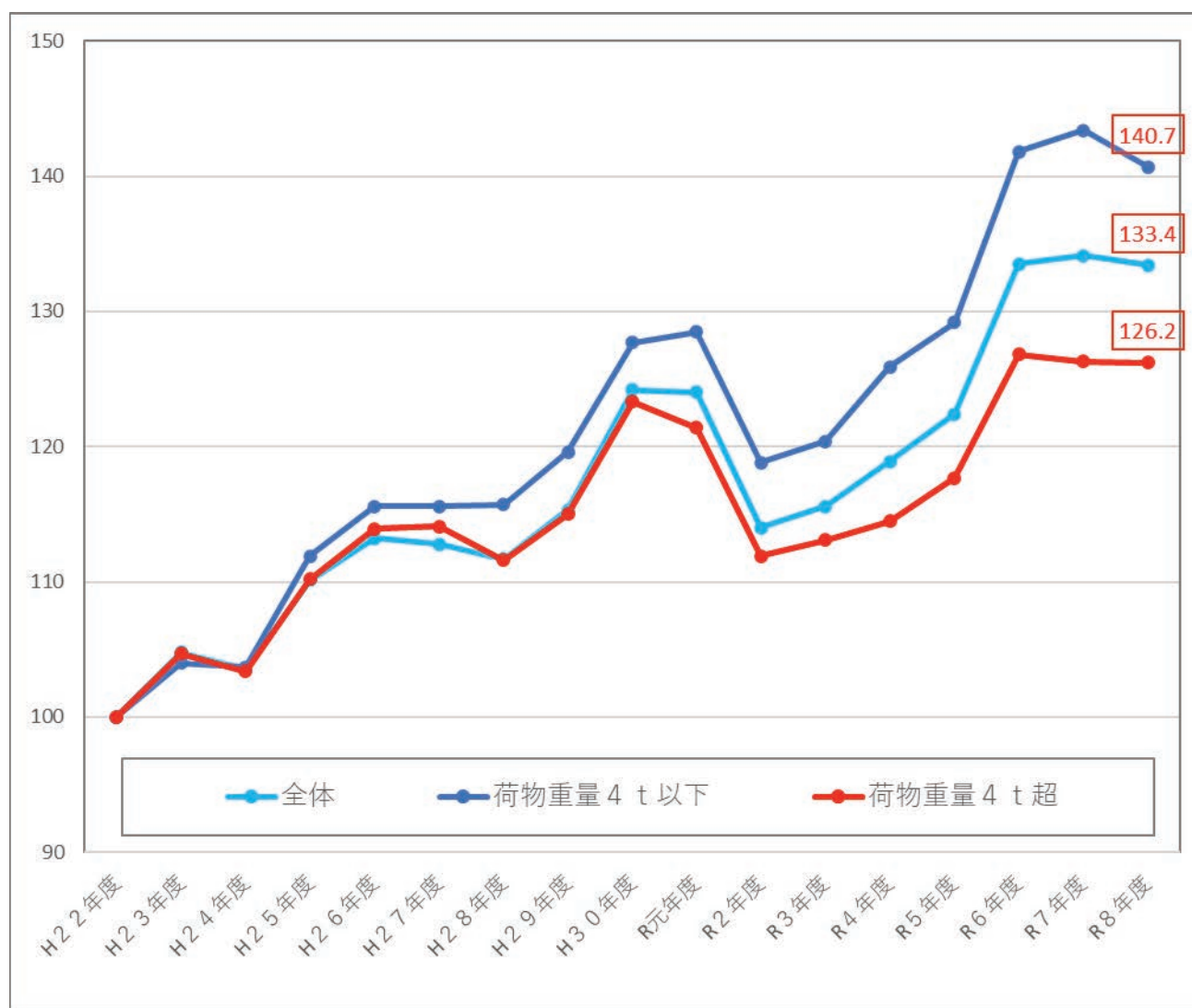


※グラフは平成23年度～令和元年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2	133.4
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.5	140.7
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.3	126.2



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 磯貝
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

令和8年度 第1回 運行管理者試験のご案内

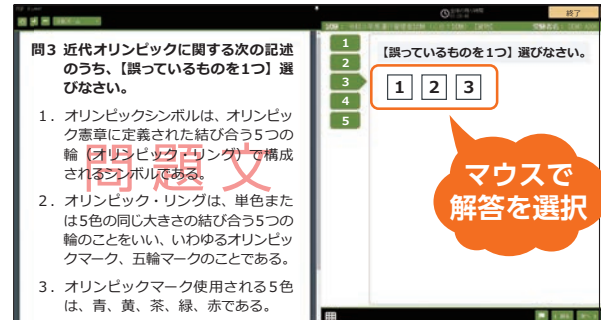
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。
また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択	
検索条件	
試験日	年 月 日
予約可能期間: 2026/08/08 ~ 2026/09/06	
国選択	Japan
地域選択	
会場名	

【検索結果】	
試験日 2026/08/08	
空席あり 若干の空席あり 選択不可 非開催	
ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。	
JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC	
9:15	10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30
JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD	
9:15	10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和8年6月15日(月) ~ 令和8年7月15日(水)

試験期間

令和8年8月8日(土) ~ 9月6日(日) の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。
(試験結果は9月24日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請: 660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請: 860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料: 140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和8年7月29日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト



受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
- 申請情報の入力
- 受験資格情報の入力
- * 実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
- * 基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証書等をアップロードしてください。
- 本人確認書類・顔写真のアップロード

申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

*** 申請の受付期限までに STEP1 の手続きを完了してください。**



提出書類の審査が完了するまでお待ちください。審査は1週間～10日ほど時間がかかります。

*** 基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証書等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和8年7月29日までに基礎講習修了証書等の写しが未提出の方は受験できません。**



提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

* 会場予約等手続きのご案内メールが届かない場合は、マイページにログインして審査状況を確認してください。

*** 審査完了後は、所定の期日までに会場・日時の予約が必要です。**

CBT 試験専用サイト



受験申請サイト内のマイページのログイン画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配付番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。



希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

*** 支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和8年8月7日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。**

*** 支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和8年8月7日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。**



入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

*** 受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。**

試験当日



受験確認書メールに記載された試験日の受付締切時間までに、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、受付締切時間、注意事項等についてご確認ください。)

*** 試験当日、受付締切時間に遅れたり、顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。**

*** 試験会場では受験者用の駐車場を確保しておりませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。**

CBT 試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400
(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和8年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を7月24日（金）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意ください。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

2. 「無事故・無違反についての基準」

- ① 人身に係る事故を起こした者
 - ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- 以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

以上

優秀運転者顕彰候補者推薦に係る留意事項

1. 記入方法

別添1の推薦書に、候補者名（ふりがな併記）、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反歴（開始年月日及び期間）、運転免許証番号（12桁）を正確に記入してください。
なお、過去に受章歴がある場合は、備考欄にご記入（〇〇年〇章）ください。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和8年（2026年）5月末までの期間とします。期間については、以下の基準の概要をご覧ください。

基準の概要

章の種類	無事故・無違反開始年月日
○金十字章（満20年以上）	平成18年（2006年）6月1日以前
○銀十字章（満10年以上）	平成18年（2006年）6月2日から平成28年（2016年）6月1日まで

2. 提出方法及び提出書類

原則メールにて提出ください。（書類データが必要な場合もお問い合わせください。）

メールでの提出が難しい場合は、郵送いただいても構いません。

受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、次の3点に注意されご提出願います（特に②については、ご提出の際の推薦書の落丁を防ぐためにも、必ず全てのページにご記入願います）。

- ① 候補者を事業所ごとにまとめてください。
- ② 推薦書の全ページに「通し番号（ページ番号）」を振ってください。
- ③ 提出時のメールの件名は「優秀運転者顕彰候補者推薦について」としてください。

（提出書類）

- 1) 「優秀運転者顕彰」候補者推薦書（別添1）
※過去に受章歴がある場合は、別添①の備考欄に記入（〇〇年〇章）ください。
- 2) 無事故無違反が証明できるもの
※自動車安全運転センター発行「無事故無違反証明書」や「SDカード」など
※締日は基準日である令和8年5月31日以降のものをご提出ください。

3. 問合せ先・提出先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 吉原）

（電話番号）087-851-6381

（住所）〒760-0066 高松市福岡町3-2-3

（メールアドレス）yoshiwara@kagawa-truck.jp

※提出のほか書類データが必要な場合も、ご利用ください。

4. 提出期限

令和8年7月24日（金）（締切厳守）

以上

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(

トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（１２桁）																備 考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 号 至 令和８年 ５月 末日																	

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成１８年６月１日以前

○銀章…平成１８年６月２日から平成２８年６月１日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(●●●トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）																備 考	
ぜん にほん たろう 全日本 太郎 昭・平 34年 1月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	金	自 昭・平 8年 4月 1日 30年 至 令和8年 5月 末日	第	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	号	
ぜん にほん じろう 全日本 次郎 昭・平 44年 7月 1日生	(株) 全ト協運輸 新宿営業所	銀	自 昭・平 18年 9月 1日 19年 至 令和8年 5月 末日	第	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和8年 5月 末日	第															号		
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日																号		
昭・平 年 月 日生																			号		
昭・平 年 月 日生																			号		
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和8年 5月 末日	第															号		
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和8年 5月 末日	第															号		
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 至 令和8年 5月 末日	第															号		

記入例

事 務 連 絡
令和8年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣

「運行管理者試験に向けた事前勉強会」開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、令和8年度第1回運行管理者試験受験者を対象とした事前勉強会を開催することといたしました。

つきましては、参加を希望される事業者は別紙参加申込表に必要事項を明記され、返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、勉強会当日に資料代として1,000円／名を徴収いたします。受講を希望される皆様には予めご了承くださいようお願い申し上げます。

また、当勉強会は試験受験資格要件である「運行管理者基礎講習」ではありません。基礎講習を受講希望の際は、自動車事故対策機構（ナスバ）へご連絡ください。

敬具

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 日 時 | 令和8年7月30日（木） 9時00分～18時20分
(受付 8時30分より) |
| 2. 場 所 | ホテルパールガーデン 本館1階「玉藻」 |
| 3. 内 容 | 運行管理者試験に向けての対応等 |
| 4. 講 師 | ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 ご担当者 |
| 5. 募集人数 | 定員40名（先着順。定員になり次第、締め切ります）
※資料代として、1名1,000円徴収いたします。 |
| 6. 申込方法 | 「参加申込書」を、期日までにFAXにてご返信ください。 |
| 7. 問 合 先 | 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381 |

以上

令和 年 月 日

香川県トラック協会 適正化事業課 宛
(返信先FAX番号) 087-821-4974

「運行管理者試験に向けた事前勉強会」参加申込書

事業者名 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者① ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	(受験予定、○印記載) 有 ・ 無
	メールアドレス	
受講者② ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	(受験予定、○印記載) 有 ・ 無
	メールアドレス	

(注意事項) 申込前に必ずお読みください

1. 1社最大2名まで。定員(40名)達し次第、締め切ります。
2. 筆記用具は必ずご持参ください。
3. Eメールアドレスの記載は忘れずにお願いいたします。受講者限定の演習問題(e-ラーニング)設定をおこなうために必要となります。
4. 当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。

【締切日】 令和8年7月15日(水) 香ト協必着

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 1 日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催日程表

（注意事項）

- ・受付時間は開催時刻の30分前からを予定しております。
- ・サンダル履きでの講習参加はご遠慮いただいております。
- ・お申し込みをいただいた場合でも、天候や申込者数によっては急きょ中止となることがあります。予めご了承ください。

○乗務員一般講習（開催回数 7回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月11日(土)	第259回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第260回	13:30～16:30	
6月27日(土)	第261回	9:00～12:00	
	第262回	13:30～16:30	
8月22日(土)	第263回	9:00～12:00	会場 ユープラザ うたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88
9月12日(土)	第264回	9:00～12:00	会場 安全研修センター
	第265回	13:30～16:30	住所 高松市福岡町3丁目3-6

○乗務員ステップアップ講習（開催回数 6回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月25日(土)	第124回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第125回	13:30～16:30	
5月23日(土)	第126回	9:00～12:00	
	第127回	13:30～16:30	
10月24日(土)	第128回	9:00～12:00	
	第129回	13:30～16:30	

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 御中

(申込FAX番号 087-821-4974)

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）申込書

事業者名・営業所名	(申込担当者名)
-----------	----------

【受講希望者情報】(各項目について漏れなくご記載ください。)

※修了証を発行いたします。氏名の誤りがないようお申し込みください。

	氏 名	生年月日	通算トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 8月22日(土) 第263回(AM) 9月12日(土) 第264回(AM) ・ 第265回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 8月22日(土) 第263回(AM) 9月12日(土) 第264回(AM) ・ 第265回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 8月22日(土) 第263回(AM) 9月12日(土) 第264回(AM) ・ 第265回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		小型

令和 8 年 7 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

< 初任運転者講習会 >

第1回 令和8年 4月 9日(木)	第5回 10月 8日(木)
第2回 6月 4日(木)	第6回 12月 3日(木)
第3回 7月 9日(木)	第7回 令和9年 1月28日(木)
第4回 9月10日(木)	第8回 2月 4日(木)

< 事故惹起運転者講習会 >

第1回 令和8年 5月21日(木)	第5回 令和8年 1月21日(木)
第2回 7月 2日(木)	第6回 3月 4日(木)
第3回 9月17日(木)	
第4回 11月26日(木)	

2. 開催時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受 講 料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 2 0 名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和8年 4月 9日（木）		10月 8日（木）
終了	6月 4日（木）		12月 3日（木）
	7月 9日（木）		令和9年 1月28日（木）
	9月10日（木）		2月 4日（木）

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和8年 5月21日（木）		令和9年 1月21日（木）
	7月 2日（木）		3月 4日（木）
	9月17日（木）		
	11月26日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

<u>会 社 名</u>			
<u>会社住所</u>	〒		
<u>電話番号</u>		<u>FAX番号</u>	
<u>担当者名</u>		<u>役 職</u>	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

厚生労働省
補助事業
参加費
無料

災害事例から学ぶ陸運業の 労働災害防止対策セミナー



このセミナーでは、陸運業において実際に発生した6つの労働災害をもとに、その発生要因やメカニズム、そして具体的な再発防止に向けた作業手順の遵守や点検の重要性について学んでいきます。さらに、労働安全衛生法令や専門用語をやさしく説明します。是非この機会に、職場における安全衛生対策を見直し、安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和8年 8月21日（金） 13:30～16:00

会場名：香川県トラック総合会館 5階大会議室

住 所：高松市福岡町3丁目2-3

セミナーの内容

- 1 労働災害の分析、災害発生のメカニズム、対策等
- 2 法令について
- 3 災害事例

- (1) 荷台からの墜落・転落災害
- (2) テールゲートリフターの昇降板からの墜落・転落災害
- (3) 荷台から飛び降りようとして地面に激突した災害
- (4) フォークリフトによるはさまれ・巻き込まれ災害
- (5) 無理な動作・動作の反動（腰痛）
- (6) 熱中症

定 員：30名

申込締切：令和8年8月7日（金） ただし、定員に達し次第締め切ります。

※受講票等は送付しません。

受講証明：受講者には受講証明書をお渡しします。

お問合せ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）香川県支部 TEL 087-851-6251

（切り取らずにそのままご送信ください。）

参加申込書

（送信先 FAX 087-821-4974）

ふりがな 参加者氏名	①	②
事業場名		
所在地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL () - ご担当者	

歩行者ファースト

かがわ 2026 目指せ! 無事故・無違反

抽選で
旅行券等が
当たる!

歩行者・自転車がいる場合は
横断歩道等では必ず一時停止

横断歩道における **歩行者等優先ルール** とは?

車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者または自転車があるときは、当該横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

※横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯をいう。



参加チーム募集 (3人1組)

募集期間 7月1日(水)～8月31日(月) 実施期間 9月1日(火)～12月31日(木)

参加資格

日本の運転免許証(原付のみ可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方

実施内容

- (1) 3人1組のチームを編成し、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先ルール」を遵守し、無事故・無違反を目指してください。
- (2) 実施期間終了後、チームの代表者または事業所・団体の代表者あてに参加者の運転記録証明書を送付します。
(無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付)
- (3) 無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈します。(賞品の抽選は令和9年3月の予定です。)

参加費

1チーム3,000円
(1人当たり1,000円 ※運転記録証明書交付手数料800円を含みます。)

啓発グッズ

参加者全員に啓発用マイクロファイバークロス(液晶画面等の拭き取り用)を配付します。

無事故・無違反で
豪華賞品 をゲット!

賞品

- 1等 30万円分の旅行券
- 2等 15万円分のAmazonギフト券
- 3等 県産品カタログギフト
- 4等 商品券

奨励賞 協賛企業・団体からの協賛品

AmazonはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

かがわ交通安全活動推進実行委員会

(一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察、各市町(順不同)

協賛

アイオイ電子(株)、朝日スチール工業(株)、大川自動車(株)、(株)香川銀行、(一社)香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道(株)、香川ヤクルト販売(株)、カトーレック(株)、研信電操(株)、琴参バス(株)、(株)坂出自動車学校、(株)屋簷油(株)、四国明治(株)、JAF香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス(株)、(株)総合開発、高松信用金庫、(株)タダノ、(株)T・D・S高松自動車学校、(一財)阪大微生物病研究会、(株)百十四銀行、(株)フジ、丸善工業(株) (五十音順)

問合せ先

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局
(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)
〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
TEL 087-832-3231 詳しくはこちらのQRコードから



歩行者ファースト

かがわ 2026 目指せ! 無事故・無違反 参加申込方法について

1. 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)

右面の記入例を参考にしてください。

(1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)を切り取り、必要事項を記入し、印鑑を押印してください。

※氏名を自署した場合は、押印は不要です。

※参加申込書(1チーム用)、参加申込書(複数チーム用)は、県ホームページからダウンロードできます。

(2) 同一人物が重複して参加申込はできません。

2. 参加費

(1) 郵便局から参加費を払い込む場合

右面の記入例を参考にしてください。

郵便局備え付けの「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)」に必要事項を記入の上、郵便局窓口またはATMから、**チームの参加費および払込手数料の合計額**を払い込んでください。

例1: 参加費 3,000円(1チーム分)+払込手数料(窓口203円、ATM 152円)

例2: 参加費60,000円(20チーム分)+払込手数料(窓口417円、ATM 366円)

※払込手数料として、5万円未満の場合は例1の手数料、5万円以上の場合は例2の手数料が必要です。

【払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)】の記入事項

加入者名 **かがわ交通安全活動推進実行委員会**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

口座番号 **01600-6-69044**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

金額欄 例1: 1チームの場合は、**¥3,000**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
例2: 20チームの場合は、**¥60,000**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

通信欄 例1: 「参加チーム名」、「チームの代表者名」を記入してください。
例2: 「事業所・団体の名称」、「参加チーム数」および「代表者名」を記入してください。

依頼人欄 **郵便番号、住所および氏名**を記入してください。(振替払込請求書兼受領証には氏名を記入してください。)

(2) 受付窓口で直接参加費を持参する場合(土日、祝日を除く。)

● 実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内) 受付時間 8:30~17:15 (高松市番町 4-1-10 TEL: 087-832-3231)

3. 申込方法

(1) 郵送の場合

①「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を**実行委員会事務局**に送付してください。(FAX、メールの申込は不可)

※参加費をATMから払い込んだ場合は、「振替払込請求書兼受領証」に代えて「利用明細票」(コピー可)を送付してください。

②後日、受付票および啓発グッズをチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

※「参加申込書」に添付した「振替払込請求書兼受領証」は返還できません。

(2) 持参の場合

①「参加申込書」および「参加費(現金)」を実行委員会事務局に持参してください。

②現金領収証を発行し、参加者数分の啓発グッズを配付します。

③後日、受付票をチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

(3) 申込先

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局
(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

注意事項

(1) 参加資格

日本の運転免許証(原付のみ可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方でも、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
- ②国際運転免許または仮免許証しか保有していない方
- ③実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方
- ④高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

(2) 失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームを失格とします。

- ①実施期間中に運転免許の停止または取消処分を受けた場合
- ②実施期間中に運転免許が失効し、または運転免許を返納した場合(※参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。)
- ③その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

〒760-8570 高松市番町 4-1-10
かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 行
(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

キリトリ線

← 郵送で申込みの際に切取線(点線)で切り取ってお使いください。

参加申込書(運転記録証明書交付申請書)の記入例

代理授与通知書

令和8年 7 月 2 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2026の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2026に参加を申し込みます。

1. チーム名及び代表者

チーム名称	歩行者ファーストかがわ		チームの名称は15字以内です。
所在地 又は住所地	(〒760-8570) ※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。 香川県高松市番町4-1-10		
代表者 氏名	勤務先(香川県危機管理総局くらし安全安心課)		
電話番号	(087) 832-3231 (勤務先)・自宅・携帯 ※屋間連絡のとれる番号を記入してください。		

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印(自署した場合は不要)をお願いします》

整理番号	運転免許証の番号 有効期限	フリガナ 氏名	生年月日	印
1	8:100000000000000 (西暦)2028年2月20日	カガワ 太郎 香川 太郎	T・S・H 40年1月20日	(香川)
2	8:111111111111111 (西暦)2027年10月25日	カガワ ハナコ 香川 花子	T・S・H 42年9月25日	(香川)
3	8:122222222222220 (西暦)2027年12月12日	カガワ ジロウ 香川 次郎	T・S・H 2年11月12日	(香川)

※免許証の有効期限を確認しましょう。
※免許証に記載された番号、有効期限、氏名を正確に記入してください。免許証記載内容との不一致があった場合、運転記録証明書の発行ができません。
※参加申込後に運転免許証番号、氏名等の変更があった場合、実行委員会へご連絡ください。

申請日を記入してください。

郵便物を送付しますので、勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してください。

全員が押印をしてください。ただし、自署した場合押印は不要です。

運転免許証の有効期限に注意しましょう。申込み、実施期間内に更新の方は、現在の有効期間を記入し、忘れずに更新してください。



払込取扱票

口座記号 00	口座番号(右詰め記入) 016006	金額 例1: ¥3000 例2: ¥6000
かかわ交通安全活動推進実行委員会		
例1: 歩行者ファーストかがわ 香川 太郎 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 (香川県危機管理総局くらし安全安心課) 香川 太郎 (ご連絡先電話番号)		
例2: 「事業所・団体の名称」 「参加チーム数(例2は20)」 「代表者名」を記入		

振替払込請求書兼受領証

口座記号 00	口座番号 016006	金額 例1: ¥3000 例2: ¥6000
かかわ交通安全活動推進実行委員会		
お名前 香川 太郎		
加入者名	金額	依頼人
香川 太郎	¥3000	香川 太郎
料	金	日 附 印
金	日 附 印	
金	日 附 印	
金	日 附 印	

この部分を送付してください。(コピー可)

※ATMで払い込んだ場合は利用明細票を送付してください。(コピー可)

令和8年7月1日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠 木 寿 嗣

「歩行者ファーストかがわ2026」への参加案内と参加費助成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かがわ交通安全活動推進実行委員会では、「横断歩道等における歩行者等の優先」ルール of 遵守について、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファーストかがわ2026」が実施され、香川県トラック協会もこれに協賛いたします。

つきましては、悲惨な交通事故を1件でも多く減らすために会員事業者の皆様からの積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させていただきますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 「歩行者ファーストかがわ2026」の概要

- 実施内容
- 1) 3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等の優先ルール」を遵守し、無事故無違反を目指すもの。
 - 2) 実施期間終了後、チームの代表者またはチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに参加者全員の運転記録証明書を送付します。
 - 3) 無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品が贈呈されます。

募集期間 令和8年7月1日（水）～8月31日（月）

実施期間 令和8年9月1日（火）～12月31日（木）

申込方法 「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」（コピー可）を
実行委員会事務局に郵送ください。（持参の場合は別途）

参加費 1チーム3,000円(1人当たり1,000円)

※運転記録証明書交付手数料800円を含む。

2. 「歩行者ファーストかがわ2026」への参加助成概要

I. 助成対象者 香川県トラック協会員事業所所属従業員で編成された全てのチーム

II. 助成額 2,000円/チーム

※参加費3,000円/チームが必要となります。

III. 助成申請期間 令和8年7月1日(水)～9月4日(金)協会必着分まで

IV. 申請方法 かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局への申込後、次の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

(助成申請必要書類)

(1) 「歩行者ファーストかがわ2026」参加助成金交付申請書

※香川県トラック協会ホームページよりダウンロードできます。

(2) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)

※香川県トラック協会へお越しいただければ、リーフレット(参加申込書)をお渡しします。また、香川県ならびに香川県トラック協会ホームページよりダウンロードできます。

(3) 参加費が支払ったことが分かる書類

※振替払込請求書兼受領証(写)又は領収書(写)など

V. お問い合わせ先

○「歩行者ファーストかがわ2026」について

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局

(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

電話 087-832-3231

○「歩行者ファーストかがわ2026」参加費助成について

一般社団法人香川県トラック協会

電話 087-851-6381

以上

■歩行者ファースト香川2026参加助成

趣 旨 県民参加・実践型の交通安全運動として、県民総ぐるみで無事故無違反を図る。

内 容

助成対象	助成金額
香ト協会員事業所所属従業員で編成されたチーム	2,000 円／チーム

申 請 期 間 令和8年7月1日（水）～9月4日（金） 香ト協必着

助成対象期間 令和8年7月1日（水）～8月31日（月）
※上記期間内に参加申込（参加費支払い含む）が完了している
ものが対象となります。

助 成 対 象 香ト協会員事業所所属従業員で編成された全てのチーム

申 請 書 類 「歩行者ファーストかがわ2026」参加助成金交付申請書
(様式1)

添 付 書 類 参加申込書(運転記録証明書交付申請書) (写)
参加費を支払ったことが分かる書類
※振替払込請求書兼受領証 (写) 又は領収書 (写) など

香ト協 歩行者ファースト参加促進助成 様式1

香ト協 記入欄	確 認 番 号			
	8 香 歩			
	)			
	8 香 歩			

受付印

※協会使用欄

(一社)香川県トラック協会 殿

令和 年 月 日

所 在 地

会 社 名

代表者名

印

営業所の名称

「歩行者ファーストかがわ2026」参加助成金交付申請書

1. 助成請求金額(@2,000×チーム数)

助成請求金額 _____ 円

2. チーム数(_____ チーム) ※ チーム名は参加申込書に記載したチーム名を記入すること。

	チ ャ ム 名		チ ャ ム 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
氏 名 (預金口座名義)			

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ		TEL	
氏 名		FAX	

【添付書類】

- (1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)
- (2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限:令和8年9月4日(金)香ト協必着

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和8年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年・7年における熱中症死亡災害（陸運業）

発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
R6.7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
R7.8	一般貨物運送事業	50歳代	33.6	ドライバー。GSで、タンクローリー積載の燃料油を地下タンクへ移送作業中。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・生あくび・失神（「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直（筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小 ↓ 大
II度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III度 IV度	意識障害・痙攣・手足の運動障害（呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。） 高体温（体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。）	

作業に関して次の対策をとみましょう

作業時間の短縮等	作業の休止時間や休憩時間の確保
暑熱順化	計画的に体を暑さに慣らし、汗をかきやすくなる期間を設ける
プレクーリング	作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制
水分及び塩分の摂取	水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取
服装による身体冷却	透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用
作業中の巡視	高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認

健康に関して次のことに注意しましょう

熱中症になる人の多くは、発症の当日または前日に、睡眠不足や食欲低下、下痢、風邪のような症状、だるさといった軽い体調不良が見られます。こうした不調に暑さが重なることで、急激に重症化するケースが少なくありません。

そのため、健康診断の結果に基づく対応だけでなく、作業前に「いつもと体調が違わないか」を確認すること、そして日頃からの体調管理がとても重要です。

熱中症の教育の実施と異常時の措置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、熱中症予防管理者、作業管理者、作業従事者に必要な教育を行うことが必要です。
- ② 熱中症が疑われる症状が見られた場合は、周囲の人がすぐに作業を中断させ、必ずその場から離して休ませること。涼しい場所へ移動し、体を冷やしながら、水分と塩分を補給させることが重要です。

また、以下のような症状の場合は、ためらわずに救急車を呼ぶか、医師の診察を受けさせてください。

- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



発注者及び作業場所管理者による配慮

夏場の作業は、屋内・屋外問わず熱中症対策が必須です。

発注者は無理のない工期・費用に配慮し、休憩や水分補給が必要であることを理解しましょう。

作業場所管理者は、発症時に迅速に連絡・対応できる体制を整え、休憩場所の確保にも協力することが大切です。

また、受注者は休憩が必要となる可能性を、事前に関係者へ伝えておきましょう。

作業員自身も、緊急連絡先などを携帯し、万一来るべきことが重要です。

熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

令和 8 年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から 5% 以上の減少をめざす。（令和 8 年は、86 人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018 年度から 2022 年度）中の死傷災害件数から 5% 以上の減少をめざす。（令和 8 年は、4,090 人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の 4 年度目として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和 8 年の労働災害発生状況（1～3 月速報値）は、死亡者数が 13 人（前年同期比－9 人、－40.9%）と大幅に減少している。このうち交通事故が 8 人（前年同期比－3 人）と死亡者数の半数以上を占めている。

死傷者数は 3,016 人（前年同期比＋150 人、＋5.2%）と増加しており、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発している。また、動作の反動・無理な動作は 509 人（前年同期比＋110 人）と急増しており、墜落・転落災害や転倒とともに注視が必要である。

また、運送業においては熱中症による労働災害が多く発生している。令和 7 年速報値では死亡者数は 1 人（前年比－4 人）と減少しているものの、死傷者数は 272 人（前年比＋11 人）となっており、令和 3 年以降増加し続けていることから、熱中症予防対策が喫緊の課題となっている。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（水）から7月31日（金）までの1か月間を、令和8年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

3 スローガン

「荷主と共有 現場のリスク 繋ぐ連携 無事故の環」

（令和8年度安全衛生標語 荷役部門最優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行うとともに、昨年6月に施行された改正労働安全衛生規則及び本年3月に厚生労働省により策定された「熱中症ガイドライン」等の履行確保のため、当協会が作成した「陸運業のための熱中症対策マニュアル」の周知及び同マニュアルを活用したセミナー等を開催するほか、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、リーフレット・ポスター等の啓発物の配布及び新たに作成した緊急連絡先カードの携行の推進等、熱中症対策をより強力に推進する。
- (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国

各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止担当者教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。また、一定の荷役作業に必要な「積卸し作業指揮者」や「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」の選任及び作業計画作成の徹底を図る。

- (3) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、特に近年増加傾向にある高年齢者の労働災害を防止するため本年2月に公示された「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知を図る。
- (4) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、「災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー」を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災害防指導員会議等の開催
 - ・熱中症に関するリーフレット等の啓発物の作成及び配布
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊

子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、熱中症予防ポスター及びのぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・「熱中症の自覚症状がある作業員」や、「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制を整備するとともに、熱中症の重篤化防止措置の内容及び実施手順を策定し、関係作業員への周知を行う。また、熱中症ガイドラインを踏まえた取組の推進を行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター、熱中症予防ポスター及びのぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

【熱中症対策】

- S T O P！熱中症クールワークキャンペーン
- S T O P！熱中症 熱中症対策が義務化されます
- S T O P！！熱中症 熱中症対策は事業者の義務です！
- 陸運業のための熱中症対策マニュアル
- 職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省）
- 熱中症連絡体制表（例）
- 緊急連絡先カード

【計画・法令・規程】

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）
- 陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし
- 労働安全衛生規則等の一部改正のポイントとQ&A

【荷役災害対策】

- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし（令和5年3月改訂）
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に～
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「S T O P！転倒災害」リーフレット
- その作業！作業指揮者は選任していますか？

【交通労働災害】

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き

【健康確保対策】

- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に！！

DVD

- 「はい作業の安全」（DVD）
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（DVD）
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」（DVD）
- ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール（DVD）
- 「テールゲートリフターによる安全な荷役作業」（DVD）

職場の安全衛生自主点検表

令和7年5月改訂

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」¹⁾や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」²⁾の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目			
1 基本的な取組（リスクの低減）			
・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない
・ 安全衛生目標の設定（同上）		☐ している	☐ していない
・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		☐ している	☐ していない
・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		☐ している	☐ していない
・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない
2 安全衛生管理体制			
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上		
・ 安全衛生推進者の選任	・ 総括安全衛生管理者の選任(100人以上) ・ 安全管理者の選任（選任時研修修了） ・ 衛生管理者の選任 ・ 産業医の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 安全衛生推進者の巡視	・ 安全管理者、衛生管理者の巡視	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 安全衛生対策等を話し合う場の設置	・ 安全衛生委員会の開催（月1回以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
3 安全衛生教育の実施状況			
・ 雇入れ時又は作業内容変更時の教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 特別教育（テールゲートリフター等）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		☐ している	☐ していない
・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 事故発生者に対する教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
4 健康管理			
・ 雇入れ時の健康診断		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 定期健康診断（年1回）		☐ している	☐ していない
・ 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超～80時間 ☐ 月80時間超～100時間 ☐ 月100時間超
・ 熱中症が疑われる時の連絡体制及び処置手順の作業関係者への周知		☐ している	☐ していない
・ 時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
・ ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		☐ している	☐ していない
・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		☐ している	☐ していない ☐ 該当なし

¹⁾ 防災規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

²⁾ 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（次葉の※は、荷役ガイドラインで示されている項目です。）

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 k g 以上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認（安全作業連絡書）* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
 - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
 - エ コンベヤー オ テールゲートリフター カ 器具・工具 キ その他
- ・ 定期自主検査（同上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
 - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・ 保護帽（墜落時保護用） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 安全靴の使用 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 交通労働災害防止を担当する者の選任（運行管理者・安全運転管理者等） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
（原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年960時間）

- ・ 拘束時間等（1ヶ月28h以内 ☐）（1日13h以内 ☐）（休息1日9h以上 ☐）（2日平均1日運転9h以内 ☐）（連続運転4h以内 ☐）

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 走行経路の決定 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 点呼の実施 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 運転適性診断 ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） ☐ している ☐ していない ☐ 該当なし
 - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
 - エ 表彰 オ その他

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項には、これらの取組の基本項目を記載しており、これらが適正に実施され、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということが出来ます。

（参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。

・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）

・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページをご覧ください。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法令違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいることに加え、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が特に重要です。また、令和7年6月から熱中症対策が義務化されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条

・ 陸災防ホームページ（熱中症対策）参照

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条

・ フォークリフトの安全Q&A50（陸災防図書 平成24年3月）

・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（令和5年3月28日基発0328第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年6月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第71条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法」等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は 電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和8年7月1日

当協会発行の会員名簿(令和8年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
5	株式会社AMS 香川支店	【 入 会 】 代 表 者 小川 清二 指定代表者 立石 学 所 在 地 〒761-8082 香川県高松市鹿角町487 TEL(087)813-8555 FAX(087)813-8556
7	優雅興業 株式会社	【 入 会 】 代 表 者 安部 隆 所 在 地 〒761-0104 香川県高松市高松町871-127 TEL(087)816-7789 FAX(087)816-7789
17	有限会社 鎌田急配	【 変 更 】 FAX (0877) 43-4617
18	成弘運輸 株式会社	【 入 会 】 代 表 者 加地 弘樹 所 在 地 〒766-0014 香川県仲多度郡まんのう町 羽間2951番地18 TEL(0877)89-0508 FAX(0877)89-0511
18	四国名鉄運輸 株式会社 丸亀支店	【 入 会 】 代 表 者 長谷川 靖 指定代表者 井上 喬文 所 在 地 〒763-0062 香川県丸亀市蓬萊町28番地3 TEL(0877)64-6730 FAX(0877)64-6732
21	株式会社 東	【 変 更 】 代 表 者 西脇 和城
21	鐘福繊維(株)	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。